

memo

「家族サポート証券口座」 のご説明

「家族サポート証券口座」とは **こんな方におすすめ**



「家族サポート証券口座」は、あらかじめ信頼できるご家族を代理人に指定し、お客さま(ご本人)の認知判断能力低下・喪失後に代理取引を開始することで、その代理人による資産の適切な管理・保全・運用・処分等を通じて、お客さま(ご本人)の生活・看護・療養・納税等に必要な資金を確保及び給付するなどして、お客さま(ご本人)の生活の安定を図るとともに、円滑な資産の承継を目的としています。

※「家族サポート証券口座」は日本証券業協会の登録商標です。(登録商標第6920425号)

認知症などを発症された場合、証券口座は凍結されてしまう可能性があります。ご本人はもちろん、ご家族であっても株式や投資信託の売却や出金ができなくなり、証券口座にお金はあるのに、必要な生活費・療養費・介護費にあてることができなくなります。「家族サポート証券口座」を利用すれば、ご本人が指定した家族代理人によってお取引が継続できます。

「家族サポート証券口座」のお申込みは、原則60歳以上で家族代理人を指定できる方となります。

「家族サポート証券口座」のポイント

① 家族代理人を決める (1名)

ご本人が元気なうちに、信頼できるご家族から、家族代理人を1名決めていただきます。

● 配偶者

● 18歳以上の直系卑属 (お子さまや、お孫さま)

※該当者がいない場合は兄弟姉妹・甥姪の中から
ご指定いただけます。

※家族代理人は北洋証券での口座開設が必要です。



② 公正証書による契約

● ご本人、家族代理人において公証役場で公正証書契約を締結していただきます。

※公正証書作成費用はお客さまのご負担となります。

③ ご本人が元気なうちは、自らのお取引が可能

● ご本人がしっかり判断できる間は、今までと同じように、ご自身でお取引いただけます。

ご本人の判断能力が低下した場合に、家族代理人がご本人に通知した上で、必要書類をご提出していただき代理取引が開始します。

代理取引開始後はご本人によるお取引はできません。

● 代理取引が開始されるまでの間、ご本人から希望があれば、保有商品や残高を共有するために、ご本人と家族代理人に取引残高報告書等を発送することができます。

④ 家族代理人が行うことのできるお取引

● ご本人の保有商品の売却・解約・本人名義の金融機関口座に出金が可能です。(※)

● ご本人が希望する場合、ご本人の証券口座にある資産の範囲内で運用が可能です。

対象商品：国内公社債、国内公社債投信、転換社債



※金融機関からの出金については、お取扱いの金融機関にご相談ください。

「家族サポート証券口座」のご利用の流れ

1 事前相談

北洋証券でのお手続き

● ご本人、家族代理人、北洋証券担当で事前相談を行います。

● 家族代理人が遠方にお住まいで対面での面談が難しい場合は、家族代理人のみWEB面談が可能です。(ご本人は対面の面談となります)

WEB面談について……………

お客さまはパソコン・タブレット・スマートフォンからご参加いただけます。

インターネット環境をご準備の上、当社からお送りする招待リンクよりご入室ください。また、プライバシー確保のため、静かな場所でのご参加をお願いいたします。

● 北洋証券担当がご本人、家族代理人に「家族サポート証券口座」についてご説明いたします。

● ご本人、家族代理人にて今後の管理・運用方針を決定していただきます。

● 公正証書のひな型をお渡しします。

「家族サポート証券口座」は、ご本人と家族代理人が公証役場において行う公正証書契約をもとに開設します。

したがってお申込みの際は、公正証書が必要です。

● ご提出いただく書類

● ご本人と家族代理人の関係を確認するための戸籍謄本



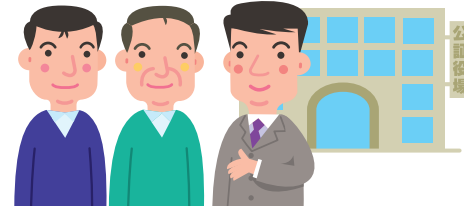
2 契約締結・利用申込

公証役場での手続き

- ご本人と家族代理人が公証役場に赴き、公正証書で委任契約を締結していただきます。

※公正証書作成費用は
お客さまのご負担となります。

※公証役場一覧は別紙をご確認ください。



北洋証券でのお手続き

- ご提出いただく書類
 - 家族サポート証券口座利用申込書 兼 家族代理人届
 - ※公正証書の写し
 - ご本人と家族代理人の関係を確認するための戸籍謄本
 - 口座開設に関する書類
(家族代理人が北洋証券に口座をお持ちでない場合、
口座開設が必要となります。)
- 面 談
 - 利用申込時にご本人、家族代理人、北洋証券担当者で面談を行います。
 - 利用申込時の面談は、原則、対面で行わせていただきます。



3 代理取引開始

家族代理人より代理取引開始のご依頼をいただきます。
当社の承認後、家族代理人によるお取引が可能になり、ご本人に
代理取引開始届承認のお知らせを送付いたします。

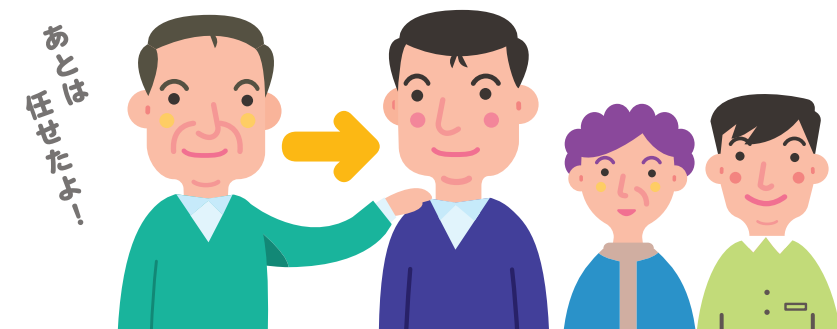
北洋証券でのお手続き

- ご提出いただく書類
 - 家族サポート証券口座代理取引開始届
 - 診断書

家族代理人ができること

- ご本人の保有商品の売却・解約・本人名義の金融機関口座に出金が可能です。(※)
- ご本人が希望する場合、ご本人の証券口座にある資産の範囲内で運用が可能です。
対象商品：国内公社債、国内公社債投信、転換社債
- ご本人名義の残高や取引状況の照会が可能です。
- 口座の維持・管理にかかわる各種手続き(住所変更・取引残高報告書の発行等)
は家族代理人が行うことができます。

※金融機関からの出金については、お取扱いの金融機関にご相談ください。



注意点

- 家族代理人の権限
代理取引開始後は、公正証書契約の管理・運用方針に基づいたお取引に限ります。
- 出金について
 - 家族代理人より出金のご依頼があった場合、出金目的の確認をさせていただきます。
出金の場合は、請求書、領収書、レシート等、利用目的が記載された書類のご提示をお願いいたします。なお、金融機関からの出金時に請求書、領収書、レシート等、利用目的が記載された書類の原本の提示を金融機関から要請される場合がありますので、原本は大切に保管いただくようお願いいたします。
 - ご本人名義の金融機関に出金となります。
証券口座から直接、現金を引き出すことや、家族代理人名義の金融機関口座に出金することはできません。
- 代理取引開始後は、ご本人によるお取引はできなくなります。
- 代理取引開始後はご本人あてに、代理取引開始のお知らせを送いたします。
- 資産の売買はご本人の口座内の資産の範囲に限定し、新たな入金はありません。
ただし、北洋証券の口座で受け取る分配金、配当金、利子は代理取引の資産対象となります。



お問合せ窓口



「家族サポート証券口座」については、
お取扱いの店舗にお気軽にお問い合わせください。



- 本店営業部
〒060-0042 札幌市中央区大通西3丁目11番地
北洋ビル4階
TEL.011-231-2827
- 帯広支店
〒080-0012 帯広市西2条南12丁目1
北洋銀行帯広中央支店内3階
TEL.0155-22-5111
- 苫小牧支店
〒053-0022 苫小牧市表町2丁目1番1号
北洋銀行苫小牧中央支店内2階
TEL.0144-33-3232
- 旭川支店
〒070-0034 旭川市4条通9丁目1703番地
旭川北洋ビル4階
TEL.0166-29-6622
- 函館支店
〒040-0063 函館市若松町15番7号
函館北洋ビル5階
TEL.0138-24-0010
- 営業時間
【窓口】
平日 9:00~16:00(土・日・祝休)
※年末年始を除く(帯広・苫小牧支店は 9:00~15:00)
【お電話での受付時間】
平日 8:40~17:00(土・日・祝休)
※年末年始を除く

